

27日獣発第120号
平成27年8月4日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

**農林水産分野における個人情報保護に関するガイドラインの全部改正
及び農林水産関係事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は法
違反のおそれが発覚した場合の対応要領の一部改正について**

このことについて、平成27年7月17日付け27消安第2242号及び第2245号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、昨年、民間企業において多数の個人情報が漏えいし、当該情報を別の民間企業が取得する事案の発生等を踏まえ、今般、「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正と併せて、「農林水産関係事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応要領」を一部改正したものです。

つきましては、本ガイドライン及び要領に基づき個人情報の適正な取扱いに万全を期すよう、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

なお、本ガイドライン及び要領は、下記のホームページに掲載されております。

記

「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」

(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/kozin_zyoho/pdf/27m01_guide.pdf)

「農林水産関係事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応要領」

(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/kozin_zyoho/pdf/m04_ihan.pdf)

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

27消安第2245号
平成27年7月17日

公益社団法人
日本獣医師会 会長 殿

農林水産省消費・安全局長



農林水産分野における個人情報保護に関するガイドラインの全部改正について

農林水産省では、農林水産省が所管する分野における事業者等が個人情報保護の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、農林水産関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として、「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成21年7月10日農林水産省告示第924号）」（以下「ガイドライン」という。）を策定しています。

昨年、民間企業において多数の個人情報が漏えいし、当該漏えいした個人情報を別の民間企業が取得する事案が発生しました。また、本年6月には、日本年金機構において、不正アクセスにより大量の個人情報が漏えいする事案が明らかになったところ です。

農林水産省では、今般、昨年の事案等を踏まえ、ガイドラインを改正したところです。（別紙「主な改正事項」等参照）

ガイドラインにおいては、個人情報の適正な取得や情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置等、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の遵守を徹底するための具体的な措置について記述してあります。

貴団体におかれましては、上記のガイドラインの趣旨に鑑み、個人情報の適切な取扱いに万全を期すとともに、会員各社等を有する場合には、可能な限り、会員各社等に対し、改正したガイドラインの内容及び今回の改正事項だけでなく、ガイドラインの記載事項全般にわたっての適切な対応等について周知徹底していただくようお願いいたします。



27消安第2242号
平成27年7月17日

公益社団法人
日本獣医師会 会長 殿

農林水産省消費・安全局長



農林水産関係事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は法違反のおそれが
発覚した場合の対応要領の一部改正について

農林水産省では、今般、農林水産関係事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は
法違反のおそれが発覚した場合の対応要領を改正したところです。

この要領においては、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の農林水産大臣へ
の報告の迅速かつ適切な実施を図り、もって農林水産分野における個人情報の適正な
取扱いの確保に資するため、当該報告に関する事項、報告様式等必要な事項を示して
おります。

貴団体におかれましては、この要領に基づき個人情報の適正な取扱いに万全を期す
とともに、会員各社等を有する場合には、可能な限り、会員各社等に対し、要領全般
にわたっての適切な対応等について周知徹底していただくようお願いいたします。

